

平成23年(ネ受)第252号 不当条項使用差止等請求上告受理申立事件

申立人 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット  
相手方 株式会社 ジャルパック

平成23年8月1日

上記申立人訴訟代理人弁護士	鈴	木	尉	久
同	辰	巳	裕	規
同	柿	沼	太	一
同	上	田	孝	治
同	近	藤	加	奈
			奈	子

最高裁判所 御中

## 上告受理申立理由要旨

頭書事件につき、上告理由申立理由の要旨は別紙のとおりである。

(別紙)

1 差止対象たる契約条項が消費者契約の一部を構成するかについて

- (1) 原判決が、差止対象たる契約条項が消費者契約の一部を構成していないと判断した点は、主に以下 ~ の点から、「契約」、消費者契約法 2 条 3 項(消費者契約法 9 条 1 号、消費者契約法 10 条ないし消費者契約法 12 条 3 項)の定める「消費者契約」の解釈に関する重大かつ重要な誤りである。

JMB 特典の利用は、旅行契約における代金支払方法(JAL に代金支払を委託する支払委託の形式によるもので、この点は原判決も認める。)として合意されており、旅行契約の内容の一部(代金支払方法)を成していることは明らかであるのに、旅行契約の一部を構成しないと断じる点

本件条項が「事後的に旅行契約が効力を失った際に履行済みの旅行代金のうち特典利用額に相当する部分については原状回復しない旨の定めである」と認めるにも関わらず、本件条項が旅行契約の一部を構成しないと断じる点(JMB 特典の使用条件を定める JALIC 利用クーポン特典規約の第 7 条 2 項但書とも矛盾する。)

ウェブサイト上における旅行契約の締結に際して本件条項が表示され、本件条項への承諾が強制されていることについての法律解釈の重大かつ重要な誤り

- (2) 本件では、以下 ないし の点から、本件条項が旅行契約の一部を構成していることを正面から認めた上で、引き続き本件条項が消費者契約法 9 条 1 号又は同法 10 条に該当する不当条項か否かを正面から審理すべきであり、最高裁の判断が示されるべき「重要性」が認められる。

三当事者が関与した多角的法律関係において決済に関連した契約条項の性質、ウェブページに表示された契約条項の問題が生じており、解釈上取り上げるべき価値がある重要な事案である。

本件差止訴訟判決には、消費者契約法 12 条の 2 第 1 項 2 号によ

る遮断効が発生するので、その判断は極めて重要である。

原判決の論理によると、第三者が決済に関与した場合に代金返還を阻止する契約条項は、一切適格消費者団体による差止請求の対象とならないことになり、不当条項規制が骨抜きになる。

企業ポイント社会とも言われる現代社会において、同種多数の潜在的な消費者問題が存するものの、その法的解釈・法的性質決定の困難さとともに個々の被害が比較的少額にとどまることから、司法の場において正面か問われる機会は現時点では見当たらない。

- 2 JMB特典の利用に関する旅行者、相手方及びJALの三者間関係において、旅行者の相手方に対する不当利得返還請求が発生しないとした原判決には、解除に基づく原状回復請求権ないし不当利得返還請求権の発生と制限につき、民法545条1項・民法703条・消費者契約法9条1号ないし同法10条の法律解釈の重大かつ重要な誤りがある。
- 3 上記2の原判決の判示は、三者間不当利得に関する最高裁判決（最判昭和28年6月16日・民集7巻6号629頁、最判平成8年4月26日・民集50巻5号1267頁）に違反する。
- 4 本件条項は、旅行契約解除に際して標準旅行業約款の定める標準取消料の額を超過する経済的負担を消費者に課するものであるため、消費者契約法9条1号に抵触する。
- 5 本件条項は、消費者の原状回復ないし不当利得返還請求権を制限し、「給付なければ対価なし」という双務有償契約における対価的均衡の確保という契約正義に反しているから、消費者契約法10条に抵触する。
- 6 本件で問題となっている「JMB特典」は、いわゆる「企業ポイント」である。企業ポイントは、実質上、本体たる商品と複合して一個の商品を構成し、企業ポイントの部分にも消費者は対価を支払っている。企業ポイントは電子マネー類似の代金債務の弁済に利用しうる財貨であり、対価的給付なしでの剥奪は、消費者契約法上の問題を生じる。

以 上